

一般財団法人太田市行政管理公社

定 款

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 財産及び会計
- 第 3 章 評議員及び評議員会
- 第 4 章 役員及び理事会
- 第 5 章 定款の変更、合併及び解散
- 第 6 章 附則

一般財団法人太田市行政管理公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人太田市行政管理公社と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、太田市の公共施設の管理及び運営の受託並びに公共的事業の実施を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 太田市から委託を受けて行う太田市の公共施設の管理及び運営に関する事業。
- (2) 太田市の外郭団体等への職員の出向に関する事業。
- (3) 公園の維持管理に関する事業。
- (4) その他当法人の目的に資するための事業。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価格)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価格は、次のとおりである。

住 所 群馬県太田市浜町2番35号

設立者 太田市長 清水聖義

拠出財産及びその価格 現金 3,000,000円

(財産の種別)

第6条 当法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の拠出財産のうち、基本財産として指定されたもの
- (2) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で議決した財産
- (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、当法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決をもって、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 当法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第11条 当法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、前任者の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第14条 評議員の報酬は、1日当たり8,000円を超えない範囲で支給することができる。

第2節 評議員会

(権限)

第15条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 一般社団・財団法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び評議員会において選任された議事録署名人2名が署名、記名押印又は電子署名をする。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

3 第1項第1号に定める理事のうち、2名以内を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

4 前項の常務理事をもって業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

(解任)

第29条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬は、1日当たり8,000円を超えない範囲で支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第32条 当法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第2節 理事会 (権限)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(職務の執行の報告)

第34条 理事長及び業務を執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第36条 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。

- 2 前項に関わらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第44条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第46条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金・残余財産の分配を行わない。

第6章 附 則

(設立時評議員)

第47条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

横山 溥

大谷 恒雄

前嶋 進

八須 利秋

吉田 稠

(設立時役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

清水 聖義

林 弘二

椎名 行司

相澤 邦衛

山崎 昭

松田 賢治

菊地 浅美

金子 一男

菊地 孝壽

設立時代表理事

清水 聖義

設立時監事

上原 隆志

服部 政美

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人太田市行政管理公社の設立のため、設立者 太田市長 清水聖義の定款作成代理人司法書士 松本 徹は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成21年3月19日

設立者 群馬県太田市浜町2番35号
太田市長 清水聖義

群馬県太田市飯田町972番地
(登録番号 群馬司法書士会 第456号)
定款作成代理人 司法書士 松本 徹

附則

平成25年7月1日 一部改正

この改正定款は、平成25年7月1日から施行する。

平成31年3月25日 一部改正

この改正定款は、平成31年3月25日から施行する。

令和4年3月28日 一部改正

この改正定款は、令和4年3月28日から施行する。

令和8年6月25日 一部改正

この改正定款は、令和8年6月25日から施行する。